A Study for the Suit of Students' No Disabled Pension

柏 﨑 洋 美 Hiromi KASHIWAZAKI

A Study for the Suit of Students' No Disabled Pension

柏崎洋美

要旨

昭和34年に制定された国民年金法は、学生については適用対象から除外していた。このため、学生は任意加入という特別の手続をとって保険料を支払わない限り、同法に規定される障害基礎年金を受給されないこととなっていた。

昭和60年改正後の国民年金法も、学生を同様の取扱いとしていたが、平成元年改正後の国民年金 法は、20歳以上の学生を強制加入とし、かかる問題の解決がなされた。ところが、20歳以上の学生 であって任意加入していない者に対しては、障害基礎年金の支給を認めていなかったのである。そこ で、元学生らが障害基礎年金の支給を求めたのが、学生無年金障害者訴訟である。

本稿では、障害基礎年金の支給等が認容された学生障害者無年金訴訟の判例の事実および判旨を考察し、判例における判断要素を検討する。これらの事件については、控訴審および上告審において障害基礎年金の支払等が取り消されているが、検討に値する判例である。

検討した(1)東京地裁事件・(2)新潟地裁事件・(3)広島地裁事件での最大の争点は、昭和 60 年改正後の国民年金法が、国民年金に任意加入していない 20 歳以上の学生に障害基礎年金を支給しないとしたのは立法裁量の範囲内であるか否かである。上記判例においては、昭和 60 年法制定時における立法事実を詳細に検討して、かかる状況を憲法 14 条に違反する不合理な差別が存在し、立法不作為の状態であり違憲であると判示された。

その後、国民年金法の改正や、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」の立法がなされた。ECでは、2000/78/EC命令(指令ともいう)により、加盟国は雇用の場面において年齢差別法の導入が求められていた。

他方、わが国では、雇用対策法において一定の場合における年齢差別が禁止されることとなった。 将来的には、年齢差別の禁止の概念は、社会保障の場面においても導入される可能性があると考えられる。

一 はじめに ―― 学生無年金障害者訴訟とは

昭和34年に制定された国民年金法(昭和34年法141号)は、その1条において「日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基き、老齢、廃疾又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする」と規定しているが、学生については適用対象から除外されていた(同7条2項7号)。このため、学生は任意加入という特別の手続をとって保険料を支払わない限り、同法に規定される障害基礎年金を受給されないこととされた。ただし、強制適用を受ける者とは異なり、保険料納付義務の免除を受けることはできなかった(同法附則6条)。

昭和60年法34号による改正後の国民年金法も、学生を強制加入の対象から除外し、保険料負担の免除規定が適用されない任意加入としていた。その後、平成元年法86号による改正後の国民年金法は、20歳以上の学生を強制加入とし、かかる問題の解決がなされた。しかしながら、この時点で障害を有していた元学生らは、国民年金制度の適用がなされず、障害基礎年金が支給されることはなかった。

同法は、拠出制を原則としながら、例外的に昭和 60 年法 34 号改正前は、未成年のときに障害を負った者に障害福祉年金受給資格を認め、同改正以後は障害基礎年金受給資格を認めていた。しかし、20 歳以上の学生であって任意加入していない者に対しては、この受給資格を認めていなかったのである。そこで、元学生らが障害基礎年金の支給を求めたのが、学生無年金障害者訴訟である².

本稿では、障害基礎年金支給等が認容された代表的な学生無年金障害者訴訟の地裁判例を判例研究の形式において検討し、それぞれの判例の判断要素を以下に比較・検討することにする.

二 年金の支給が認容された場合の判例の判断要素

本稿では、既に判決の言い渡されたものの中から、地裁において原告の訴えが認められた事件である(1)東京地裁事件³⁾、(2)新潟地裁事件⁴⁾、(3)広島地裁事件⁵⁾ について、事実および判旨を考察し、判例における判断要素を比較・検討する。これらの事件については、控訴審において障害基礎年金の支払等が取り消され、うち2件においては上告審においても同様の判決が言い渡されているが、検討に値する判例であるので⁶⁾、以下に検討する。

(1) 20 歳前に傷病を負った場合に無拠出で障害基礎年金を受給できるにもかかわらず, 20 歳に達した以降に学生が傷病を負った場合には受給できない点を違憲と判断した場合 東京地裁事件(平成16年3月24日判決)

- (イ) この事件の事実の概要は、以下のようなものであった。原告 X_1 ほか 3 名は、障害基礎年金を不支給とされた者であった。被告は、社会保険庁長官および国(被控訴人・控訴人・被上告人)であった。
- (ロ) X_1 (昭和 39 年 8 月生) は,昭和 57 年 3 月・7 月および 8 月(当時 17 歳)に視力の低下のため大学病院眼科を受診していた.

 X_1 は,大学在学中の昭和 61 年 9 月にバスケットボール部の練習試合中に転倒して,腫瘍内出血および脳室内出血が発症したものと搬送先の病院で診断された。その後, X_1 は,20 回余りの手術を受け,ある程度の回復がみられたものの,後遺症が残り,平成元年には,脳出血による四肢体幹機能障害により身体障害者等級 1 級の身体障害者手帳の交付を受けた。

 X_1 は、平成 10 年 10 月,東京都知事に対し、障害基礎年金の裁定請求を行なったが、同年 12 月に受給要件を満たしていないとして、障害基礎年金を支給しない旨の処分 (以下「本件不支 給処分 1」)を受けたため、 X_1 はこれを不服として、東京都社会保険審査官に審査請求をしたが棄 却され、その後、社会保険審査会に再審査請求をしたが棄却され、平成 13 年 7 月、本件訴えを提起した。

(^) X_2 (昭和 35 年 5 月生・控訴人・被控訴人・上告人) は、大学在学中の昭和 56 年 11 月に友人と飲酒中に急に体がしびれて口がきけなくなり、昏倒して橋出血と搬送先の病院で診断された。その後、転医し、嚥下障害・右片麻痺などが認められ、小脳から橋部にかけての血管に先天性奇型による出血があるとして、3 回にわたる開頭手術やリハビリテーションを受けたが、後遺症が残り、昭和 58 年 5 月には、脳動静脈奇型破裂による四肢体幹機能障害により身体障害者等級 1 級の身体障害者手帳の交付を受けた。

 X_2 は、平成 10 年 10 月,東京都知事に対し、障害基礎年金の裁定請求を行なったが、同年 12 月に受給要件を満たしていないとして、障害基礎年金を支給しない旨の処分を受けたため、 X_2 はこれを不服として、東京都社会保険審査官に審査請求をしたが棄却され、その後、社会保険審査会に再審査請求をしたが棄却され、平成 13 年 7 月,本件訴えを提起した.

(二) X₃(昭和39年12月生・控訴人・被控訴人・上告人) は、大学在学中の昭和60年10月、普通乗用車を運転中、他車と衝突する事故に遭遇して両眼球破裂・眼瞼裂傷の障害を負い、病院に搬送されたものの視力は回復せず、同年11月、両眼失明を宣告され、昭和61年3月には、身体障害者等級1級の身体障害者手帳の交付を受けた。

 X_3 は、平成 10 年 10 月,東京都知事に対し、障害基礎年金の裁定請求を行なったが、同年 12 月に受給要件を満たしていないとして、障害基礎年金を支給しない旨の処分を受けたため、 X_3 はこれを不服として、東京都社会保険審査官に審査請求をしたが棄却され、その後、社会保険審査会に再審査請求をしたが棄却され、平成 13 年 7 月,本件訴えを提起した。

(ホ) X₄(昭和34年7月生・控訴人・被控訴人・上告人)は、大学在学中の昭和61年8月、登山

中に転落して負傷し、昏睡状態のまま病院に入院し、急性硬膜下血腫・脳挫傷との診断により 開頭手術を受け、その後も種々の病院で治療を受けたものの、重度の後遺症が残り、病院の担 当医が作成した平成10年7月付けの診断書によれば、「脳外傷により重度失語症と著名な知 的障害にて日常生活動作に強い制限を認める。体幹バランスの不良(常に介助が必要)」という 状態であって、労働能力はないものと診断された。

 X_4 は、平成 10 年 10 月、千葉県知事に対し、障害基礎年金の裁定請求を行なったが同年 12 月に初診日 (昭和 61 年 8 月)に国民年金に加入していないため、受給要件を満たしていないとして、障害基礎年金を支給しない旨の処分を受けたため、 X_4 はこれを不服として、千葉県社会保険審査官に審査請求をしたが棄却され、その後、社会保険審査会に再審査請求をしたが棄却され、平成 13 年 7 月、本件訴えを提起した。

- (へ) 障害基礎年金の支給について適用されるべき法律は、 X_1 の初診日は昭和 61 年 9 月であり、 X_3 の初診日は昭和 60 年 10 月であって、 X_4 の初診日は昭和 61 年 8 月であるので、昭和 60 年法 30 条 (一部については、昭和 60 年法附則 20 条・21 条) であり 7 、 X_2 の初診日は昭和 56 年 11 月であるので昭和 60 年法による改正前の国民年金法 30 条であった(昭和 60 年法改正附則 23 条) 8 .
- (ト) 地方分権の推進を図るための関係法令の整備等に関する法律により、機関委任事務が廃止されたため、障害基礎年金の裁定に関する事務は、被告社会保険庁長官が行なうこととなり、本件各不支給処分の被告となった.

 X_1 ないし X_4 は、被告である社会保険庁長官に対して障害基礎年金の不支給処分の取消しを請求し、被告である国に対して精神的損害を求める国家賠償請求を行なった。

(チ) 判旨は、以下のような理由で請求の一部を認容し、一部を棄却した(控訴・上告).

判旨 (東京地裁判決) は, X_1 の障害基礎年金不支給決定取消請求について,次のように判示して, X_1 の請求を認容したが (確定), X_2 ないし X_4 の同請求については,それぞれ棄却した 9 .

「法 30 条の 4 所定の『初診日』とは,疾病又は負傷及びこれらに基因する疾病について初めて医師又は歯科医師の診察を受けた日を意味するところ(法 30 条 1 項) …… X_1 は,20 歳未満である高校 3 年時に,中心性神経細胞腫(疾病)に基因する視力低下(疾病)について初めて医師……の診療を受け,その後 20 歳に達した日より後になって,中心性神経細胞腫による障害等級に該当する程度の障害を負うにいたったものということができるから…… X_1 は,法 30 条の 4 所定の要件に該当するものというべきであ〔って〕 …… X_1 の本訴請求中本件不支給処分 1 の取消しを求める部分は理由があり,認容されるべきものである」.

次いで、判旨は、本件不支給処分が憲法 14条・25条に違反するか否かについて以下のよう に判示した.

昭和34年法について

「X らの指摘する不利益の程度と立法の前提とされた社会通念の内容からすると、X ら主張の点は……疑問を生じさせるものではあるが、任意加入に伴う保険料免除制度がなかったことも含めて、憲法に違反するものとはいえない」.「以上の次第で、昭和 34 年法が憲法 14 条、25 条に違反するという X らの主張はすべて失当であり、採用することができないとものといわざるを得ない」.

昭和60年法について

「昭和 60 年法には、学生について在学中の障害を理由とする年金の受給がより容易となるような制度を設けなかった点において、学生以外の法律上当然には被保険者資格を有しないものとの間に不合理な差別が存在し、憲法 14 条に違反する状態が生じており、この点について、そのような評価を受けない程度に是正する立法上の措置が必要な状態が生じていたと認められるところ……昭和 60 年法制定時には、これらの是正措置は……採用されず……差別がそのまま放置されたのであるから、この点において、同法自体は憲法に違反するものであり、立法不作為の違法が存在したものというべきものである」。

さらに、判旨は、X₂ないし X₄に対する本件不支給処分の適否について以下のように判示した. 「昭和60年法は……〔学生と〕学生以外の法律上当然には被保険者資格を有しない者との間に不合理な差別が存在し、憲法14条に違反する状態が生じていたと認められるが、それに対する是正措置は一義的に定まるものではなく、種々の選択肢があったと認められるところであって……採用されるべき是正措置が特定できない限り……各処分の適否の判断はできないといわざるを得ないが、是正措置のうちのいずれを採用すべきかは立法者の裁量に委ねられているのであるから、当裁判所としては、そのうちのいずれかの是正措置が採用されたことを前提として……各処分の適否を判断することはできない。したがって、このような場合には、処分当時の法令に従ってされた……各処分を取り消すことはできず、Xらの救済は専ら立法不作為に基づく国家賠償請求によるべきものと考えられる」.

そして、判旨は、国家賠償請求について、以下のように判示した.

「その余の原告 3 名の国家賠償請求については、その前提となる立法不作為の違法については……認容することができるし、そのような問題点は各種障害者団体の要請行動や年金審議会委員の指摘等から明らかになっていたものと認められるから、国家賠償請求の要件となるべき故意又は過失の存在もまた肯定することができる。……以上の次第で X_1 の国家賠償請求は、理由がなく棄却すべきであるが、その余の原告らの国家賠償請求は、いずれも 500 万円の支払を

求める限度で理由があるものとして認容し、これを超える部分は理由がないものとして棄却すべきである |.

(リ) 東京高裁・最高裁での判断

事実の概要については1 審とほぼ同様であるが、東京高裁 10 および最高裁 11 において、1 審原告 X_2 ないし X_4 が求めた障害基礎年金不支給決定取消請求および国家賠償請求の控訴は一部取消し・棄却とされ、上告については棄却された。

東京高裁における判旨は、以下のとおりである.

学生を国民年金法の強制適用の対象から除外したことについて

「昭和34年……法における保険料の額もまた適切な額の老齢年金を支給できるよう設定されているのであって……障害年金のためにのみ必要な保険料はそのうちのごく一部分にすぎず、しかも学生のうちに障害を受ける者の割合もかなり低いものであることからすると……昭和34年法が学生に被保険者資格を与えなかったこと自体には合理的な理由があり、憲法14条若しくは15条に違反するものとはいえない」。「学生については定型的にみて稼得活動を行っていないことから20歳に達しても強制加入の対象とすることなく、任意加入の道を設けたのであるから、それなりの合理性があ[り]障害福祉年金制度の採用は、社会保障制度についての立法者の裁量の範囲内の問題というべきである」。

「昭和 60 年の法改正時点においても、控訴人ら主張の点について是正すべきかどうかは立法者が……判断すべきことであり……同法制定以前に 20 歳に達してから在学中に障害を受けたいわゆる学生無年金者につき結果として何らの措置を講じなかったことも、両者間に憲法 14 条に違反する状態をもたらしたものと評価することもできない〔し〕 20 歳前に障害を負った者と 20 歳以後に障害を負った学生との取扱いの差異は、立法者による裁量の範囲内の制度選択の結果である」.

国家賠償請求について

「昭和34年法の制定,昭和51年ころまでに又は昭和60年の法改正又は平成元年法においてそれぞれ控訴人らの主張するような措置を講じなかったことが違法であると認めることができない[ので]国家賠償法に基づく各損害賠償請求金2000万円の支払を求める控訴人らの各請求はいずれも理由がな[い]」.

最高裁においても、東京高裁の判決が支持され、以下のように判示された.

「平成元年改正前の法における強制加入例外規定を含む 20 歳以上の学生に関する……措置

及び加入等に関する区別並びに立法府が平成元年前において 20 歳以上の学生について国民年金の強制加入被保険者とするなどの所論の措置を講じなかったとは、憲法 25 条, 14 条 1 項に違反しない」.「無拠出制の年金の受給に関し…… 20 歳以上の学生と 20 歳前障害者との間に差異が生じるとしても、両者の取扱いの区別が、何ら合理的理由のない差別的取扱いであるということもできない. ……上記の立法不作為が憲法 25 条, 14 条 1 項に違反するということはできない」.

(ヌ) 判旨の検討と問題点

- (i) X_1 の本件不支給処分 1 の取消しは、認容され控訴されず確定したので、検討の対象からは除外する 120. しかし、 X_2 ないし X_4 に対する本件不支給処分は、1 審と控訴審・上告審の判断は大きく異なっている。すなわち、本件不支給処分は憲法 14 条に違反するか否かについてである。違反と認定されなかった憲法 25 条に点にも言及した上で、この点の検討をする。
- (ii) まず、本件不支給処分は、 X_2 ないし X_4 が国民年金に任意加入していなかったことに起因する.

「法の不知」は抗弁とならないが¹³⁾、そもそも本件のような事案にこの一般論が妥当するのか否かという問題が存在する。本件の場合おいては、任意加入制度を知らずに学生無年金障害者となった場合の不利益の重大性を判断要素に入れないでもよいのかという疑問がある。社会保障立法には高度の専門性があり、その内容を国民が正確に認識しておくのは極めて困難であって、社会保障立法は少数の社会的弱者のための立法であることからしてもこのことが指摘できると考えられる¹⁴⁾。

元学生らが任意加入しなかったのは、制度の欠如と保険料負担力がなかったことが大きな原因である。また、加入制度を国民年金(第1号被保険者)から厚生年金(第2号被保険者)に変更した者が障害者になった場合には、初診日が国民年金加入中であれば障害基礎年金のみの支給にとどまるが、厚生年金加入中であれば障害基礎年金に加えて障害厚生年金が支給されることになる¹⁵.このことも、本件の判断要素の1つに入れる必要があると考える.

- (iii) 次いで、学生無年金障害者に障害基礎年金を支給することが、憲法 25 条に違反するか否かについてである。このことについては、社会権および社会保障立法に関して司法審査において判例に定着してきた広汎な包括的立法裁量論 16 に基づき 17 , 不利益の程度と立法の前提とされた社会の実情ないし社会通念の内容から違反するものではなく、立法府の裁量の範囲内であると判示されている。
- (iv) そして、最大の争点は、本件不支給処分は憲法 14 条に違反するか否かについてである.これまで、「社会権の場合は広汎な立法裁量が認められるので、立法不作為の憲法訴訟が成立することは、ほとんどあり得ない」とされていた 180.

本件では、1 審においては、昭和 60 年法制定当時において、憲法 14 条に違反する状態が生じていたと判示された。1 審は、無拠出による障害年金制度が既に存在しているのに、その適用がある者とない者が存在するという相対的立法不作為が問題になっていると判示した。控訴審・上告審では、社会保障制度それ自体に対する一般的(絶対的)な立法不作為であれば、どのような制度を選択するかの問題であるから、広汎な立法裁量の余地があるものと判示している 190. これに対し、控訴審・上告審では、昭和 60 年法改正の必要性を認めなかった。その判断の分岐点は、昭和 60 年法の認識の違いであったと考えられる 200. 控訴審・上告審においては、絶対的不作為と相対的不作為との区別をしないことによって、立法裁量論を当てはめ、1 審が認定した立法事実に重きを置かなかったと考えられる 210. この点においては、重大な誤りがあったと考えられ、それゆえに以下のような立法がなされたのである.

- (v) すなわち、平成元年法において、学生が国民年金の強制加入の対象とされ、平成12年法によって学生特例納付制度が創設された。このことは、学生に障害基礎年金を不支給としてきたことに不合理性があることを国が認めたことを示しているものと考えられる²².
 - (2) 20歳以上の学生等が学生以外の20歳以上の国民から区別されて国民年金の強制適用から除外されていた点を違憲と判断した場合

新潟地裁事件(平成16年10月28日判決)

- (4) この事件の事実の概要は,以下のようなものであった.原告 X_1 ほか 1 名は,障害基礎 年金を不支給とされた者であった.被告は,社会保険庁長官および国(被告・被控訴人)であった.
- (ロ) X_1 (昭和 37年 11 月生)は、大学院在学中の昭和 62年 6月に海岸で飛び込みをした際に事故にあい、頸髄損傷・四肢麻痺の障害を負った。この障害を理由として、 X_1 は、昭和 63年 2月に身体障害者 1級の障害者手帳の交付を受け、平成 10年 10月に、新潟県知事に障害基礎年金の裁定請求を行なったが、同年 11月、受給要件を満たしていないとして、障害基礎年金を支給しない旨の処分を受けた。このため、これを不服として、 X_1 は新潟県社会保険審査官に審査請求をしたが棄却され、その後、社会保険審査会に再審査請求をしたが棄却され、本件訴えを提起した。
- (^) X_2 (昭和 41 年 12 月生) は,専門学校在学中の昭和 63 年 1 月 (当時 21 歳) に建物内に設置された照明器具の落下による事故にあい,第 9 胸椎粉砕骨折により脊髄損傷対麻痺の障害を負った.この障害を理由として, X_2 は,昭和 63 年 7 月に身体障害者 1 級の障害者手帳の交付を受け,平成 11 年 2 月,新潟県知事に障害基礎年金の裁定請求を行なったが,同年 3 月,受給要件を満たしていないとして,障害基礎年金を支給しない旨の処分を受けた.このため,これを不服として, X_2 は新潟県社会保険審査官に審査請求をしたが棄却され,その後,社会保険

審査会に再審査請求をしたが棄却され,本件訴えを提起した.

- (=) 障害基礎年金の支給について適用されるべき法律は、初診日によって決せられる. X_1 の 初診日は昭和 62 年 6 月であり、 X_2 の初診日は昭和 63 年 1 月であるので、昭和 60 年法 30 条 となる.
- (ホ) 地方分権の推進を図るための関係法令の整備等に関する法律により、機関委任事務が廃止されたため、障害基礎年金の裁定に関する事務は、被告社会保険庁長官が行なうこととなり、本件各不支給処分の被告となった.

X らは、被告である社会保険庁長官に対して障害基礎年金の不支給処分の取消しを請求し、 被告である国に対して精神的損害を求める国家賠償請求を行なった.

(へ) 判旨(新潟地裁判決)は、以下のような理由で請求の一部を認容し、一部を棄却した(控訴).

判旨は、X らの障害基礎年金不支給処分取消請求について、憲法 13 条・31 条には違反していないとして判示し、その他の点については次のように判示して、請求を認めた。

Xらに障害基礎年金の受給資格を認めることができるか否か

「X らは、昭和 60 年法 30 条〔初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、保険料納付期間と保険料免除期間とを合算した期間が、当該保険者期間の3分の2以上であること〕及び30条の4〔初診日において20歳未満であったこと〕の障害基礎年金の支給要件を満たさないのであるから、X らに対し、本件各処分がなされたのはやむを得ず、X らの主張する本件各処分に違法事由は存在せず、取消請求には理由がない。

専修学校生等を強制適用の対象から除外する立法をしたことの違憲性

「昭和 60 年改正により、それまで強制適用の対象とされていた 20 歳以上の専修学校等の生徒が、強制適用から除外されて任意加入の対象とされた結果、20 歳以上の学生と同じ状態におかれることとなった。 X_2 は、障害を負った当時 21 歳の専門学校生であり、この改正により国民年金法の強制適用の対象から除外された者にあたる。

改正時の審議からしても、その立法理由は明らかではない. ……この立法は、20歳以上の専修学校生等を学生と同様にそれ以外の20歳以上の国民との間で強制適用をしない点において著しく不合理に区別するものであり、明らかに憲法14条1項に違反するものというべきである。

憲法 14条1項違反の有無について

「昭和60年法の本件適用外規定により、20歳以上の学生等とそれ以外の20歳以上の国民

との間で生じた区別は、著しく不合理であり、合理的な理由のない差別であり、同規程は、憲法 14条1項に違反するものと認められる」.

憲法25条違反の有無について

「『健康で文化的な最低限度の生活』の具体的内容は……立法府に極めて広範な裁量が認められている。そうすると……障害基礎年金を受給させる立法措置を選択していないことが、著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用にあたるとはいえない」。

国家賠償請求について

「X らは、昭和 60 年法により強制適用の対象から除外され、障害基礎年金を受給することができなかったものであり、そのため、経済的にも家族に依拠せざるを得ず、将来に深刻な不安を抱き、社会的自立にいっそうの困難を強いられたものであり、現在に至るまで十数年間の長期にわたり、多大な精神的苦痛を被ったことが認められる……。これらの事情を考慮すると、X らに支払われるべき賠償額は、X らそれぞれにつき 700 万円が相当である |.

(ト) 東京高裁での判断

事実の概要については1審とほぼ同様であるが、東京高裁231において、1審原告である X らが求めた障害基礎年金不支給決定取消請求および国家賠償請求の控訴については、いずれも棄却された.

東京高裁における判旨は、以下のとおりである.

制度の合理性の欠如の有無

「確かに、昭和60年法では、これまで強制適用の対象外であった多くの者が国民年金制度の強制適用の対象とされ、無年金者となりうる者の割合が大幅に減少したことや、従来の障害福祉年金が障害基礎年金となり、給付額が大幅に増額されるなど、障害者に対する保障が拡充されたことが認められるが、これらの事実から、当然に、本件のような20歳以上の学生等についても強制適用の対象としなければならない立法義務が生じたと認めることはできない。……本件適用除外規定についても、なお著しく不合理であるといえない以上、20歳以上学生等を被保険者とすべきか否かは、依然として政策的な立法判断に委ねられた問題というべきである。……このような立法判断は、憲法の下で容認された立法裁量として尊重されるべきである」。

「本件適用除外規定及び本件 20 歳前障害規定には憲法違反は存在せず、本件各処分に違法性を認めることはできないから、その余の点について判断するまでもなく、控訴人らの請求はいずれも理由がない」.

- (チ) 判旨の検討と問題点
- (i) 新潟地裁判決は,障害基礎年金不支給決定取消請求については,Xらが障害基礎年金の支給要件を満たしていないとして請求を棄却した。しかしながら,国家賠償請求については,上記で検討した東京地裁判決よりも詳細に立法過程を検討し,昭和60年法が20歳以上の学生を学生以外の20歳以上の国民から区別し,国民年金制度から排除していた状態を憲法14条1項に違反すると判示し,当該立法不作為が国家賠償法上の違法であるとして,各Xに700万円の支払いを認めた²⁴.この点は,十分に評価できると考える.
- (ii) 新潟地裁判決においては、20歳以上の学生等(以下「学生」という)と20歳以上の他の国民との差別を認定した。このことは、20歳に達して学生という立場にある場合には経済的に余裕があるものとされ、障害基礎年金の支給対象には該当しないという考えが背景に存在する。しかしながら、大学等に進学することが一般的になったことにかんがみても、この差別が妥当するとは考えられない。

地裁判決では「はざま差別」という文言は使用していないが、控訴審で用いられた「はざま差別」という概念が認められたと考えられる²⁵.

すなわち、控訴審では、20歳以上の学生のみが、本件適用除外規定と本件20歳前障害規定のはざまにあって、20歳未満の者が対象となる無拠出制の障害基礎年金を受給できない状態にあり、保険金免除の利益を受ける可能性を奪われ、任意加入しない限り受給できないという不利益を受けていることを明確に「はざま差別」として検討しているが、昭和60年法の下での法制度は容認された立法裁量とされている。

実際問題として、学生無年金障害者訴訟が各地で提起されたことからしても、昭和60年法の下での法制度は、立法裁量の範囲を超えていると考えられる。

(3) 学生を国民年金の強制適用の対象とするのか、無拠出での障害基礎年金支給対象とする のか、いずれの方法を採るかは立法者の裁量に属する事項であるものの、立法者がいずれ の方法も採らなかった点を違憲と判断した場合

広島地裁事件(平成17年3月3日判決)

- (イ) この事件の事実の概要は,以下のようなものであった.原告 X_1 ほか 1 名は,障害基礎 年金を不支給とされた者であった.被告は,社会保険庁長官および国(控訴人・被上告人)であった.
- (ロ) X₁(昭和 41 年 9 月生・被控訴人・上告人) は、大学在学中の昭和 63 年 6 月にバイクを運転中に事故にあい脳挫傷および全身打撲の障害を負って入院し、平成元年 7 月、外傷による左上肢機能障害 (3 級) および左下肢機能障害 (4 級) を理由として、広島市から 2 級の身体障害者手帳の交付を受けた、X₁は、上記負傷当時、国民年金制度に任意加入していなかった。

- (^) X_2 (昭和 44 年 12 月生・被控訴人・上告人) は,4 歳当時(昭和 49 年 2 月)・小学校入学前・中学校入学直後において,心音異常の指摘を受け,心電図検査を受けたが,日常生活には支障がない旨の診断を受けた。 X_2 は,大学在学中の平成 2 年 9 月,急性心不全による心肺停止状態に陥って,四肢麻痺および無酸素脳症の疾病に罹患して入院し,平成 3 年 6 月,疾病による体幹機能障害(1 級)および言語機能障害(4 級)を理由として,広島市から 1 級の身体障害者手帳の交付を受けた。 X_2 は,上記発症当時,国民年金制度に任意加入していなかった。
- (二) 障害基礎年金の支給について適用されるべき法律は、 X_1 の初診日は昭和 63 年 6 月なので昭和 60 年法であり、 X_2 は初診日に争いがあるが仮に平成 2 年 9 月が初診日であるとすると、昭和 60 年法である。

Xらは、それぞれ、広島県知事に対して障害基礎年金の支給を求める裁定を請求したが、初診日において被保険者でないことを理由として、いずれも障害基礎年金を支給しない旨の本件各不支給処分を受けた。Xらはこれを不服として、広島県社会保険審査官に審査請求をしたが棄却され、その後、社会保険審査会に再審査請求をしたが棄却され、本件訴えを提起した²⁶.

(本) 地方分権の推進を図るための関係法令の整備等に関する法律により、機関委任事務が廃止されたため、障害基礎年金の裁定に関する事務は、被告社会保険庁長官が行なうこととなり、本件各不支給処分の被告となった.

X らは、被告である社会保険庁長官に対して障害基礎年金の不支給処分の取消しを請求し、 また、被告である国に対して精神的損害を求める国家賠償請求を行なった.

(へ) 判旨(広島地裁判決)は、以下のような理由で請求の一部を認容し、一部を棄却した(控訴・上告).

判旨は、X らの障害基礎年金不支給決定取消請求について、憲法 25 条・13 条・31 条には違反していないと判示したが、次のように判示して、請求を認容した。

憲法14条1項違反の有無について

「学生を強制適用の対象とするのか、無拠出制の障害年金の対象とするのか、いずれの方法を採るかは立法者の裁量に属する事項である。しかし、立法者がいずれの方法も採らないことは合理性を欠く判断というべきであって、本件ではこのような状況が昭和34年法成立以後極めて長きにわたり続いていたのである。よって、任意加入をしていなかった20歳以上の学生の障害基礎年金受給資格を否定する根拠となる強制適用除外規定及び受給除外規定が昭和60年法改正の時点においてもそのまま存続していたことは立法理由の合理的根拠を欠き、立法理由との関連において著しく不合理で立法府の裁量の限界を超えたものであり、合理的理由のない差別として憲法14条1項に違反する」。

本件各処分について

「強制適用除外規定及び受給除外規定が昭和 60 年法改正後も存続したことが憲法 14 条 1 項に違反し……本件各処分は違憲無効な規定に基づいてなされたもので違法であるから、取り消すべきものである」.

憲法25条違反について

「同条にいう『健康で文化的な最低限度の生活』なるものは抽象的・相対的な概念であって、その具体的内容は、その時々における文化の発達の程度、経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断されるとともに……国の財政事情を無視することができ〔ない〕」それゆえ、「それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるを得ないような場合に初めて憲法違反の問題を生ずる余地がある」。「Xらに対する障害基礎年金の不支給が上記規範に当てはまるかどうかを検討するためには、被告国のXらに対して行っているその余の福祉的施策の内容……についても検討を要すところ、これらの点について十分な主張立証はない」。

国家賠償請求について

「認定したこの間の X らの状況を考慮すれば、X らには国家賠償法上賠償の対象となる損害が生じているというべきである」。「他方、平成 17 年 4 月以降は、特定障害者に対する特別障害給付金に関する法律が施行されること……を踏まえて、X らの損害について額を立証することは困難であるから、民事訴訟法 248 条により、各 X の損害額は 200 万円とするのが相当である」。

(ト) 広島高裁・最高裁での判断

広島高裁²⁷⁾および最高裁²⁸⁾において、1 審原告 X らが求めた障害基礎年金不支給決定取消請求および国家賠償請求の控訴については、いずれも棄却された。

広島高裁における判旨は,以下のとおりである.

学生を国民年金法の強制適用の対象から除外したことについて

「学生につき、定型的にみて稼得活動に従事していない者であることを理由に強制適用対象から除外することが合理的根拠を欠くとまでいうことはできない」.

昭和60年法について

「①若年障害者は、学生と異なり、国民年金に任意加入すること自体が不可能であること、

②進学率が高まったとはいえ、同年齢の学生以外の者が存在する以上、学生に無拠出の障害基礎年金を支給すると、これらの者との間に不均衡を生ずることは、昭和34年法と同様である」、「したがって、昭和60年法においても、若年障害者支給規定〔20歳前の傷病により障害者となった者に無拠出制の障害福祉年金又は障害基礎年金を支給することを定めておきながら、20歳以上の学生についてはその対象としていないこと〕が憲法14条1項に反するとまでは言えない」。

国家賠償請求について

「いずれの時点においても、学生を強制適用の対象にしたり、あるいは障害(福祉)年金の支給対象にするなど被控訴人ら主張の措置を講じなかったからといって明らかに不合理であるとはいえない……したがって、被控訴人らの主張に係る国家賠償法上の違法は認められず、他にこれを認めるに足りる証拠はない」.

最高裁においても,広島高裁の判決が支持され、以下のように判示された.

「いわゆる拠出制の年金である……障害基礎年金の受給に関し保険料の拠出に関する要件を緩和するかどうか、どの程度緩和するかは、国民年金事業の財政及び国の財政事情にも密接に関連する事項であって、立法府は、これらの事項について広範な裁量を有するというべきである」、「立法府が、平成元年改正前の法において、20歳以上の学生に関し強制加入例外規定を含む……立法措置を講じ、加入等に関する区別をし、他方、平成元年改正前において 20歳以上の学生について国民年金の強制加入被保険者とするなどの所論の立法措置を講じなかったことは、憲法 25条、14条 1 項に違反しない」。

(チ) 判旨の検討と問題点

(i) Xらの不支給決定処分の取消請求は、1審において認容されたが、控訴審・上告審において取り消された。1審においては、学生を国民年金の強制適用の対象とするのか、無拠出での障害基礎年金支給対象とするのか、いずれの方法を採るかは立法者の裁量に属するとされた。しかし、昭和34年法制定時以降継続していたこの状況は、昭和60年法改正の時点において、立法者がいずれの方法も採らなかったことについて憲法14条に違反すると判示された。この点について、画期的な判断であったと考えられる。

このことについて、1審は立法理由および強制適用除外規定・受給除外規定に関して合理性の審査を行ったことは、事実上の「厳格な合理性の基準」の適用と考えられる²⁹.これまで社会権および社会保障立法については、広汎な包括的立法裁量論に基づいて審査されてきたが、1審においては事実上の厳格な合理性の基準によって憲法に違反するとして、これに 20歳以上の学生の障害基礎年金受給資格を否定する根拠となる強制適用除外規定および受給除外規定を

改正しなかった不作為と結び付けたのである300.

(ii) 控訴審・上告審においては、本件が憲法 14条に違反するとは判示されなかった。しかしながら、その後、平成元年法において、学生が国民年金の強制加入の対象とされ、平成 12年法によって学生特例納付制度が創設された経緯が存在する。したがって、本件については、少なくとも強制適用除外規定および受給除外規定を改正しなかった不作為について、積極的に合理性を認めることはできないと指摘するべきであったと考えられる³¹⁾.

(4) 判例における判断要素

学生無年金障害者訴訟において争点となったのは、昭和60年法において、国民年金に任意加入をしていない20歳以上の国民が、学生(専修学校生を含む)である場合には、障害基礎年金を受給することができないとされた立法裁量の問題である。任意加入をするということは、保険料免除がなされないことを伴うものである。元学生らが任意加入しなかったのは、保険料負担力がなかったことが大きな原因である。

これに対し、昭和 60 年法改正前は、未成年のときに障害を負った者に障害福祉年金受給資格を認めていた。

通常、社会権および社会保障立法に関しては、広汎な立法裁量論によって判断がなされてきた。しかし、本稿で検討した地裁判例においては、昭和60年法制定時における立法事実を詳細に検討し、かかる状況を憲法25条に違反するものではないが、憲法14条に違反する不合理な差別が存在し、立法不作為であり違法であると判示した320.

控訴審・上告審では、広汎な立法裁量論によって判断がなされ、立法不作為とは判示されなかったので、結論としては昭和 60 年法制定時の立法事実の認識の違いといわざるを得ない。

ただし、単なる立法事実の認識の違いをいえないことは、以下に言及するその後の法改正および立法の経緯を検討すれば明らかである。

三 その後の法改正および立法

(1) 平成元年法 86 号による改正後の国民年金法は、20 歳以上の学生を強制加入としたが、保険料納付義務の免除については、世帯主の収入を基準に判断することとしていたため(平成元年法 90 条 1 項)、世帯主である親に過大な負担をさせている等の批判がなされた。このため、平成 12 年法 18 号によって、学生本人の収入を基準とした保険料の徴収猶予制度である「学生納付特例制度」が導入された。

対象となる学生は、大学・大学院・短期大学・高等学校・高等専門学校および各種学校・一部の海外大学の日本分校に在学する者であって、夜間・定時制課程および通信課程の学生も含

まれる. そして,保険料の納付義務を免除するか否かは,学生本人の収入を基準として決定する(平成20年度の所得基準[申請者本人のみ]118万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等).

免除が認められた場合には、保険料を納付しなくても障害基礎年金の受給資格が認められるが、老齢基礎年金との関係では、その免除期間は「受給資格期間」には算入されるが、老齢基礎年金の「額」の計算の対象となる期間には含まれない。10年以内に保険料を追納しなければ、老齢基礎年金が減額されることになる(平成12年法26条かっこ書・90条の3・94条)。また、30歳未満の者を対象とした「若年者納付猶予特例制度」も存在する。いずれの場合も毎年申請しなければならない³³⁾³⁴⁾。

(2) また,学生無年金障害者訴訟の提起を契機として「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」(平成19年法109号)が制定された。同法により、昭和61年3月31日以前に初診日のある者で、任意加入をしていなかった学生であった者など一定の要件を満たす者に、特別障害給付金を支給するとともに、国民年金の保険料を免除することとなった³⁵⁾.

四 おわりに — 年齢差別の可能性

これまで検討してきたように、問題とされた国民年金法は20歳以上の者と20歳未満の取扱いにおいて区別をしていて、年齢による差別とも考えられる。

年齢差別は諸外国で既に立法化されており、とくに EC(European Communities) では、2000/78/EC 命令(指令ともいう)によって³⁶⁾、加盟国は年齢差別禁止法の導入を求められることとされた。その背景は、加盟国の社会保障財政の逼迫が予想され、高齢者の雇用促進が重要な政策課題になっていることに原因している³⁷⁾。このことによって、イギリスでは年齢差別禁止法(Employment Equality (Age) Regulations)が制定され、平成 18 (2006) 年 10 月 1 日に施行されている。

しかしながら、2000/78/EC 命令が適用されるのは、雇用における場面であって、加盟国の 社会保障および社会的保護の給付には適用されない(3条3項:This Directive does not apply to payments of any kind made by state schemes or similar, including state social security or social protection schmes.).

他方、わが国においては雇用対策法 (平成 19年法 79号) が平成 19(2007) 年 10月1日から施行され、事業主は募集・採用において年齢にかかわりなく均等な機会を与えなければならないこととなった (10条).

本稿で検討した判例の原告らは、20歳以上の就職していない学生であって、国民年金に任意 加入していない状態において偶然障害を負った者である。これらの者が障害基礎年金を一切受

給できないという重大な不利益を負ったのであって、これらの状況を複合的に検討すれば、このことが合理的と判断される明確な理由は存在しない $^{38)}$.このことは、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」が1条において「国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ」て制定されたことを明言していることからも明らかである。

わが国においては、まず雇用の分野において年齢差別禁止法が制定されれば、将来的に社会 保障の分野においても年齢差別の禁止という概念が導入される可能性があると考えられる.

注

- 1) 同法は、他の公的年金制度の適用対象者、その配偶者(例:サラリーマンの妻)も適用の対象外としていた。
- 2) 岡田正則=石口俊一=南野雄二「学生無年金障害者訴訟の経緯と論点——違憲立法の合法性審査を中心に」法 時77巻8号(2005年7月)69頁,村田尚紀・平成16年度重判解(ジュリ1291号,2005年5月)24頁, 判時1852号3頁の解説。

また,障害基礎年金の一般的な解説として,小西國友『社会保障法』(有斐閣,2001年)297-298頁,および,西村健一郎『社会保障法』(有斐閣,2003年)236-238頁.

- 3) 東京地判平成 16:3:24 判時 1852 号 3 頁.
- 4) 新潟地判平成 16 · 10 · 28 賃社 1382 号 46 頁.
- 5) 広島地判平成 17・3・3 判夕 1187 号 165 頁.
- 6) 井上禎男・法セミ 617号 (2006年5月) 129頁、村田・前掲注(2) 25頁。
- 7) 障害基礎年金の支給要件は、次のとおりである.
 - ア) 当該傷病の初診日において被保険者であること.
 - イ)障害認定日(初診日から起算して1年6月を経過した日又は症状固定日のいずれか早い日)において、その傷病により、同条2項(同法施行令別表)に規定する障害等級に該当する程度の障害の状況にあること、
 - ウ) 初診日の前日において、当該初診日の属する月の前における直近の基準月(1月,4月,7月及び10月) の前月に被保険者期間があること。
 - エ) ウ)の被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が、当該被保険者期間の3分の2以上であること、又は、当該初診日の前日において当該初診日の属する月前における直近の基準日までの1年間のうちに、保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の被保険者期間がないこと.
- 8) 障害基礎年金の支給要件は、次のとおりである.
 - ア) 当該傷病の初診日において被保険者であること.
 - イ)障害認定日(初診日から起算して1年6月を経過した日又は症状固定日のいずれか早い日)において、その傷病により、同条2項(同法施行令別表)に規定する障害等級に該当する程度の障害の状況にあること、
 - ウ) 初診日の前日において、次のいずれかに該当すること、
 - ア) 初診日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済の期間が15年以上であるか、又はその保険料納付済期間が5年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものが3分の2以上を占めること。
 - イ)初診日の属する月前における直近の基準月の前月までの被保険者期間が3年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の3年が保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていること.
 - ウ) 初診日の属する月前における直近の基準月の前月までの通算年金通則法 4 条 1 項各号に掲げる期間を

跡見学園女子大学マネジメント学部紀要 第7号 2009

合算した期間が1年以上であり、かつ、同月までの1年間のうちに保険料納付済期間以外の被保険者期間がないこと。

- エ) 初診日の属する月の前月までの被保険者期間につき, a) 保険料納付済期間, b) 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間, c) 保険料免除期間のいずれかが25年以上あること.
- 9) 昭和60年法30条の4

1項 疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において 20 歳未満であった者が、障害認定日以降に 20 歳に達したときは 20 歳に達した日において、障害認定日が 20 歳に達した日以後であるときはその障害認定日において、障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に障害基礎年金を支給する.

2項 疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において20歳未満であった者(同日において被保険者でなかった者に限る。)が、障害認定日以後に20歳に達したときは20歳に達した日後において、障害認定日が20歳に達した日後であるときはその障害認定日後において、その傷病により、65歳に達する日の前日までの間に、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者は、その期間内に前項の障害基礎年金の支給を請求することができる。

- 3項 第30条の2第3項の規定は,前項の場合に準用する.
- 10) 東京高判平成 17・3・25 判時 1899 号 46 頁.
- 11) 最二小判平成 19 · 9 · 28 民集 61 卷 6 号 2345 頁.
- 12) 障害基礎年金の支給には、支分権(毎支払期に支払われる具体的な年金のこと。この時効は、会計法 30 条により 5 年で時効消滅する)の問題がある。1 審判決後、 X_i と社会保険庁との協議により、 X_i が障害基礎年金について相談に行った平成元年 2 月から支給されることになったようである(堀 勝洋・判評 550 号〔判時 1870 号、2004 年 12 月〕 11-12 頁).
- 13) 法令用語研究会編『法律用語辞典〔第3版〕』(有斐閣, 2006年) 1274頁.
- 14) 村田尚紀・法學論集 (関西大学, 2005年7月) 49頁.
- 15) 堀・前掲注(12) 11 頁.
- 16) 堀木訴訟・最大判昭和 57・7・7 民集 36 巻 7 号 1235 頁.
- 17) 高藤 昭・判評 563 号 (判時 1909 号, 2006 年 1 月) 7 頁.
- 18) 芦部信喜 = 高橋和之補訂『憲法〔第4版〕』(岩波書店,2007年)369-370頁.
- 19) 多田一路・法セミ 638号 (2008年2月) 121頁.
- 20) 高藤・前掲注(17) 7頁.
- 21) 多田・前掲注(19) 121 頁.
- 22) 高藤・前掲注(17) 5頁.
- 23) 東京高判平成 17·9·15(LEX/DB 文献番号 28140804).
- 24) 岡田ほか・前掲注(2) 70 頁.
- 25) 和田光弘・賃社 1382 号 (2004 年 11 月) 40 頁.
- 26) 判決文には、裁定請求日は別紙に記載の日と記されていて、具体的な年月の記載はない。
- 27) 広島高判平成 18・2・22 判夕 1208 号 104 頁.
- 28) 最三小判平成 19 · 10 · 9 裁時 1445 号 4 頁.
- 29) 井上・前掲注(6) 129 頁.
- 30) 同前頁.
- 31) 葛西まゆこ・季刊社会保障研究 42 巻 1 号 (2007 年春) 427 頁 (控訴審).
- 32) 社会保障法が、憲法 14条1項に違反するかどうかの判断基準となる合理性に関し、依拠すべき一般的な基準は明確ではない。したがって、個々の社会保障法の規定ごとに、差別的取扱いの合理性の有無を判断してい

かざるを得ない.

また、どのような場合に立法府の裁量を認めるかも明らかではない。これらについては、判例の集積を待たなければならない状況にある(堀 勝洋『社会保障法総論〔第2版〕』〔東京大学出版会、2004年〕155頁).

- 33) 判時 1852 号 4 頁の解説部分,社会保険庁 H P「学生納付特例制度について」(http://www.sia.go.jp/top/gozonji/gozonji/01.htm) (visited Feb.20,2009),加藤智章・社会保障判例百選〔第 4 版〕19 頁.
- 34) 加藤・同前頁, 社会保険庁 HP「国民年金保険料の全額免除制度,一部納付(免除)制度,若年者納付猶予制度について」(http://www.sia.go.jp/top/gozonji/gozonji02.htm) (visited Feb.20,2009).
- 35) 加藤・同前頁.
- 36) Counci1 Directive 2000/78/EC of 27 November 2000 establishing a general framework for equal treatment in employment and occupation, 2000 O. J. (L 303) 16.
- 37) 櫻庭 (中村) 涼子 「諸外国における年齢差別への取組み」 日本労働研究雑誌 521 号 (2003 年 12 月) 36-37 頁.
- 38) 君塚正臣「学生無年金障害者問題の憲法学――差別包囲状況における『緩やかな合理性の基準』の想定外の可能性」法時77巻8号(2005年7月)76頁.